

別表 1-1 (連携窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町)

創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和島市における創業支援は、平成 18 年度からスタートした食品ビジネス創業セミナーをはじめ、平成 26 年 10 月には、宇和島商工会議所、日本政策金融公庫、えひめ産業振興財団、愛媛県南予地方局、宇和島市及び宇和島地域雇用創造協議会の 6 団体 (平成 27 年途中から愛媛県信用保証協会が加わり 7 団体) が「宇和島市プチ創業応援隊」という連携組織を立ち上げて、宇和島商工会議所が窓口となり、主に女性をターゲットにしたプチ創業を支援するための活動として、創業支援セミナー、交流会「創業サロン」、無料経営相談などの支援メニューを実施してきた。また、平成 28 年度からは伊予銀行、愛媛銀行、宇和島信用金庫、平成 30 年度に愛媛県が加わり、令和 6 年度には「宇和島市創業応援隊」に名称変更し、さらに充実した体制で創業支援を行っている。 ・ その結果、連携組織全体で、年間 15 件程度 (1 機関あたり 2~3 件) の相談を受けている。また、雇用創造協議会の追跡や金融機関の融資実績等から推計すると、年間 5 件程度の実質的な創業実績があったと考えられる。 ・ 平成 28 年度に宇和島市と鬼北町、松野町、愛南町は、宇和島市を中心市とする定住自立圏構想を掲げ、圏域内における連携強化を進めている。今回、宇和島市役所のみならず、鬼北町、松野町、愛南町の庁舎内にも「連携窓口」を新たに設置して市民および町民からの相談に応じるとともに、各種媒体で市民および町民へ広く情報発信し、宇和島商工会議所、鬼北町商工会、松野町商工会、愛南町商工会に設置される「ワンストップ創業相談窓口」や前述の「宇和島市創業応援隊」の構成団体に加えて、吉田三間商工会及び津島町商工会とも連携した支援体制を構築する。 ・ これらの体制強化により、当該窓口では年間延べ 15 人程度の創業相談を受けることを目標とし、上記連携機関等と密接に連携・協力しつつ、適切な支援制度の案内や活用を促すことにより、そのうち 1 割程度 (2 人) の創業実現を目標とする。 ・ 支援対象者数 年間延べ 15 人 創業者数 年間 2 人 ・ こうした取り組みを盛り込んだ計画全体で、年間創業支援数は延べ 308 人、年間創業者創出目標は延べ 50 人 (実数では 16 人) を目指す。 ・ なお、各事業計画の創業者数は、 	
別表 1-1	連携窓口 2 (15) 人
別表 1-2	創業セミナー 5 (20) 人
別表 2-1	ワンストップ創業相談窓口&個別相談 3 (20) 人
別表 2-2	ワンストップ創業相談窓口 1 (10) 人
別表 2-3	ワンストップ創業相談窓口 1 (10) 人
別表 2-4	ワンストップ創業相談窓口 1 (10) 人
別表 2-5	創業応援事業 7 (50) 人
別表 2-6	相談窓口&個別相談 3 (29) 人

別表 2-7	相談窓口&個別相談	2 (10) 人
別表 2-8	相談窓口&個別相談	10 (40) 人
別表 2-9	相談窓口&個別相談	10 (44) 人
別表 2-10	相談窓口&個別相談	2 (20) 人
別表 2-11	相談窓口&個別相談	2 (20) 人
別表 2-12	愛媛グローバル・フロンティア・プログラム	1 (10) 人

※カッコ内は年間創業支援延べ数。

※ただし上記事業は相互に関連し合うものもあるため、一人の創業者が複数の支援事業を活用することが想定される。

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

- ・ 連携各市町は、宇和島商工会議所、鬼北町商工会、松野町商工会、愛南町商工会に設置する「ワンストップ窓口」をはじめ各団体や市役所及び町役場内の他部局（税務関係、社会保険関係）との協働を円滑に進めるための「連携窓口」を宇和島市役所商工観光課、鬼北町役場企画振興課、松野町役場ふるさと創生課、愛南町役場商工観光課に設置してそれぞれ2名（いずれも兼任）の職員で対応するほか、連携各市町の関与する各種媒体を使って積極的に情報発信する。
- ・ 吉田三間商工会、津島町商工会、鬼北町商工会、松野町商工会、愛南町商工会と、日本政策金融公庫宇和島支店、宇和島信用金庫、伊予銀行、愛媛銀行の各金融機関の相談窓口と連携し、幅広く創業希望者の相談を受けて支援に繋げる体制とする。また、特定創業支援等事業などの支援事業を紹介し、創業希望者等が創業に必要な知識を得られるよう繋げていく。
- ・ 各関係機関と連携をとる場合は、創業希望者の確認をとり、個人情報の守秘義務に配慮する。
- ・ 相談者の名簿の管理等については、あらかじめ、実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで適切に保護・管理を行い、その後、連携各市町と商工会議所および商工会がアンケートやヒアリング調査により創業の状況を把握する。
- ・ 名簿や確認状況は、連携各市町が個人情報に配慮した上で適切に管理・保存する。
- ・ 「連携窓口」では、本計画を一貫して円滑に実施するため、各創業支援等事業の進捗や達成状況、課題を確認し、事業の手法や構成の見直し・改善を行い、必要に応じて新たな創業支援等事業者を加えるなど本計画の拡充を図る。

1. 地域での創業を巡る現在の状況

連携各市町では、一次産業の低迷が長く続いたことによる人口流出と自然減による過疎化の進行、購買力の低下、郊外型店舗の出店、それに伴う中心市街地の空き店舗の増加、後継者不足による経営力の弱体化等、今まで以上に厳しい状況を迎えている。このような

状況が、連携各市町における創業件数に影響をもたらしているものと考えられる。

2. 地域での創業を阻害していると思われる要因

連携各市町での創業を阻害している要因の一つとして、創業に関係すると想定される各機関と密に連携ができておらず、創業者支援のための体制が不十分であることが考えられる。

3. 2の要因を解決するために必要と考えられる事項（創業支援等事業を必要とする事項）

宇和島市は、全体的に温暖な気候に恵まれ、それぞれの自然立地条件を生かして、真珠養殖、タイやハマチを中心とした魚類養殖、種類の豊富な柑橘栽培、コメ作等が営まれており、関連する産業や苗生産など、一次産業を中心とした業態で全国的に知名度が高い。

また、各地域の特色ある自然豊かな環境を活かした多くの観光スポットに加え、地域活性化の一環として実施されるイベント事業があり、市内外の若者から高齢者まで幅広く観光客が訪れている。

このように、農水資源、観光・交流資源など、創業に活用できる様々な地域資源が豊富にあり、必ずしも創業に適さない地域であるとは考えられない。そのため、創業支援のための体制をつくることで、創業の活性化が図られると考えられる。よって、市に「連携窓口」を設置し、各機関と連携しながら創業相談から創業までスムーズな支援を行う。また、創業に関係する情報を市広報や市HP、宇和島ケーブルテレビ（U-CAT）やコミュニティFM（FMがいや）などで積極的に情報発信を行う。

鬼北町は、1,000m級の山地に囲まれた中山間地域で、清流四万十川の最大支流である広見川や足摺宇和海国立公園に指定されている成川渓谷など豊かな自然に恵まれている。年間を通じて概ね温暖で昼夜の寒暖の差が大きく、自然条件を生かして川の周囲に田園が広がり、野菜作りにも適している。山々はヒノキやスギの森林資源も豊富で、ユズやきじ肉の生産に力を入れ、全国的にも有数の産地となっている。

また、近年は全国1,700強の自治体の中で唯一「鬼」の文字が付く自治体として、鬼のまちづくりに取り組んでいる。町内2つの道の駅に約5mの鬼のモニュメントを設置し、関連イベントなどにより観光交流人口が増加している。

このように、自然・観光・交流資源など、創業に活用できる様々な地域資源が豊富にあり、必ずしも創業に適さない地域であるとは考えられない。そのため、創業支援のための体制をつくることで、創業の活性化が図られると考えられる。よって、町に「連携窓口」を設置し、各機関と連携しながら創業相談から創業までスムーズな支援を行う。また、創業に関係する情報を町広報や町HP、宇和島ケーブルテレビ（U-CAT）などで積極的に情報発信を行う。

松野町は、森林面積84%を占める中山間のまちであるが、年間を通しておおむね温暖な気候で、稲作や果樹園芸を中心に農林業が基幹産業である。

また、国立公園滑床渓谷をはじめとする自然環境や伊予と土佐の交通の要衝がゆえに育ま

れてきた薫り高い歴史文化資源に恵まれ、ハード・ソフト両面において、特色ある観光交流施策を積極的に推進しており、多くの観光客が訪れている。

現在本町においては、その豊富な地域資源を活用した創業の機運が、U・Iターン者を中心に高まっている。そのため、創業支援のための体制整備を早急に構築する必要がある。さらには、近隣市町が連携して体制整備をすることにより、異業種間、地域間の交流が拡がり、創業相談や創業までの支援が充実し創業の活性化が図られると考えられる。よって町に「連携窓口」を設置し、各機関と連携しながら創業相談から創業までスムーズな支援を行う。また、創業に対する情報を町広報や町HP、宇和島ケーブルテレビ（U-CAT）などで積極的に情報発信を行う。

愛南町は、愛媛の最南端に位置し、南は黒潮踊る太平洋、西は豊後水道に面し、温暖な気候に恵まれたリアス式海岸では、鯛やブリの養殖、山間部では河内晩柑を中心とした柑橘栽培が盛んに営まれており、一次産業を中心とした業態で全国的に知名度が高い。

また、「足摺宇和海国立公園」に指定される海岸線は多くの観光スポットがあり、新鮮な特産品を活用した食のイベントに代表される地域活性化事業も年間をとおして実施することで、町外からも多くの観光客が訪れている。

このように、農水資源、観光・交流資源など、創業に活用できる様々な地域資源は豊富にあり、必ずしも創業に適さない地域であるとは考えられない。そのため、創業支援のための体制をつくることで、創業の活性化が図られると考えている。よって町に「連携窓口」を設置し、各機関と連携しながら創業相談から創業までスムーズな支援を行う。また、創業に対する情報を町広報や町HP、愛媛CATV（愛南たうんチャンネル）などで積極的に情報発信を行う。

【創業に必要な要素と各連携機関が担う役割】

1. ターゲット市場の見つけ方

連携各市町、愛媛県、宇和島商工会議所、吉田三間商工会、津島町商工会、鬼北町商工会、松野町商工会、愛南町商工会及び各金融機関が地域の市場ニーズや市内の企業動向を把握し、情報提供する。

2. ビジネスモデルの構築の仕方

宇和島商工会議所、吉田三間商工会、津島町商工会、鬼北町商工会、松野町商工会、愛南町商工会（以下、「宇和島商工会議所等」とする）及び各金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、宇和島商工会議所、日本政策金融公庫、伊予銀行、愛媛銀行、宇和島信用金庫、愛媛県信用保証協会及びえひめ産業振興財団と連携して、宇和島市は「創業セミナー（特定創業支援等事業）」を実施し、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。合わせて、ビジネスモデルについて財務、税務等のアドバイスを行いブラッシュアップする。

3. 売れる商品・サービスの作り方

宇和島商工会議所等や各金融機関が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。必要に応じて、よろず支援拠点等の専門家派遣事業を活用したハンズオン支援につなげる。

加えて宇和島商工会議所等が、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

宇和島商工会議所等や各金融機関によるアドバイスのほか、愛媛大学地域再生マネージャー・アカデミーが行う地域再生塾等を活用し、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。

5. 資金調達

日本政策金融公庫宇和島支店、伊予銀行、愛媛銀行、宇和島信用金庫、愛媛県信用保証協会が資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、連携各市町が利子補給を行う。

6. 事業計画書の作成

宇和島商工会議所等及び各金融機関が、事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスを行う。

7. 許認可、手続き

連携各市町は、連携窓口で創業手続き・許認可についてのアドバイスを行い、市役所お

よび町役場の他部局（税務関係、社会保険関係）への連絡を行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について、連携各市町、宇和島商工会議所等は、よろず支援拠点や中小企業基盤整備機構の専門家に繋ぐなど、創業を行った者に対する実効性の高い継続支援を行う。

（2）創業支援等事業の実施方法

- ・「連携窓口」は、宇和島市役所商工観光課、鬼北町役場企画振興課、松野町役場ふるさと創生課、愛南町役場商工観光課に担当者をそれぞれ2名（兼務）配置し、平日8時30分～17時15分まで対応を行う。
- ・この窓口では、中小企業庁の「ミラサポ」、「施策マップ」等を活用し、国、県、市の支援施策の情報提供を行うとともに、連携各市町内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、各支援内容を紹介できるようにする。
- ・創業支援等事業を含めたパンフレットを作成し、創業支援等事業者の窓口への配架等に加えて、連携各市町の広報やホームページへの掲載、宇和島ケーブルテレビやコミュニティFMなどの媒体を活用して本計画を市民に広く周知する。
- ・本計画を一貫して円滑に実施するため、毎年度四半期に1回程度、関係機関担当者間の連絡会を設け、各創業支援等事業の進捗や達成状況、課題等を確認する。

【特定創業支援等事業について】

＜特定創業支援等事業証明書発行手順＞

別表1-2参照。

別表2-1参照。

別表2-6参照。

別表2-7参照。

別表2-8参照。

別表2-9参照。

別表2-10参照。

別表2-11参照。

別表2-12参照。

【各事業の共通の事項について】

＜事業の周知＞

- ・本計画の推進体制、進捗状況及び各種支援事業等について、連携各市町の広報やホームページへの掲載、宇和島ケーブルテレビやコミュニティFMなどの媒体を活用して情報を公開する。連携各市町と創業支援等事業者は、密接に連携して事業の広報を行う。

<フォローアップ>

- ・創業後についても、各創業支援等事業者等と連携してフォローアップを行い、認定支援機関や地域金融機関等の協力を得て適切な支援を行っていくとともに、必要に応じて、中小企業基盤整備機構四国本部やよろず支援拠点等につなぎ、専門家派遣事業を活用したハンズオン支援を行う。
- ・成功事例については、連携各市町の広報やホームページへの掲載、宇和島ケーブルテレビやコミュニティFMなどの媒体を活用して積極的にプロモーション支援を行う。

<支援の対象>

- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援等事業者にもこの方針を徹底する。なお、業種だけでは判断が難しい事業については、必要に応じ、新たに開始しようとする事業の内容に係る確認書等の提出を求め、当該事業の内容に問題があると認められる場合は、支援を行わないこととする。

<設定した目標に対する事業の進捗状況の確認>

- ・連携各市町及び連携する創業支援等事業者は、本計画に記載する各種支援事業で支援した相談窓口への来訪者数などの数を管理して名簿や集計表の作成等により把握するとともに、複数回相談に来た者や創業希望者等に対しては、予め、実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、アンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。
- ・相談窓口への来訪者数など創業支援等事業毎の支援対象者数、創業者数及びその属性（性別、年齢）のほか、特定創業支援等事業に係る証明書の発行枚数等の情報について、守秘義務に十分配慮しながら情報集約を図る。
- ・この名簿や確認状況の集計は、連携各市町が個人情報に配慮した上で適切に管理・保存する。

<創業後の継続支援>

- ・創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について、連携各市町及び連携する各創業支援等事業者は、愛媛大学地域再生マネージャー・アカデミー、よろず支援拠点や中小企業基盤整備機構の専門家に繋ぐなど、創業を行った者に対する実効性の高い継続支援を行う。

◆創業支援等事業とその担当機関

支援事業	支援機関
1. 創業のきっかけづくり支援	

<p>ワンストップ窓口の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和島商工会議所 ・ 松野町商工会 ・ 鬼北町商工会 ・ 愛南町商工会
<p>連携窓口／相談窓口の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和島市 ・ 松野町 ・ 吉田三間商工会 ・ 鬼北町商工会 ・ 愛南町商工会 ・ 伊予銀行 ・ 宇和島信用金庫 ・ 日本政策金融公庫（宇和島支店） ・ 鬼北町 ・ 愛南町 ・ 津島町商工会 ・ 松野町商工会 ・ 愛媛銀行 ・ 愛媛県信用保証協会
<p>創業応援事業の実施 （セミナー、支援者育成）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和島商工会議所 ・ 日本政策金融公庫（宇和島支店） ・ えひめ産業振興財団 ・ 愛媛県南予地方局 ・ 愛媛銀行 ・ 愛媛県信用保証協会 ・ 宇和島市 ・ 伊予銀行 ・ 宇和島信用金庫
<p>2. 特定創業支援等事業</p>	
<p>創業セミナーの実施 ※「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上継続的に実施するもの</p>	<p>《主催》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和島市 <p>《共催》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鬼北町 ・ 愛南町 ・ 松野町 <p>《協力、講師紹介・派遣等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和島商工会議所 ・ 津島町商工会 ・ 松野町商工会 ・ 伊予銀行 ・ 宇和島信用金庫 ・ 日本政策金融公庫（宇和島支店） ・ 愛媛県信用保証協会 ・ 愛媛県南予地方局 ・ 愛媛大学地域再生マネージャーアカデミー ・ 吉田三間商工会 ・ 鬼北町商工会 ・ 愛南町商工会 ・ 愛媛銀行
<p>個別相談の実施 ※「経営、財務、人材育成、販路開拓」の各項目の知識習得の状況に応じて、1～2ヶ月程度にわたり4回以上継続的に支援するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊予銀行 ・ 愛媛銀行 ・ 宇和島商工会議所 ・ 宇和島信用金庫 ・ 日本政策金融公庫（宇和島支店） ・ 愛媛県信用保証協会

	<ul style="list-style-type: none"> ・ えひめ産業振興財団
愛媛グローバル・フロンティア・プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ えひめ産業振興財団 ・ 愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課
3. 創業に必要な要素	
ターゲット市場の見つけ方 ビジネスモデル構築の仕方 売れる商品、サービスの作り方 適正な価格設定と効果的販売方法 事業展開や関連事業への拡大 ほか継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和島商工会議所 ・ 津島町商工会 ・ 松野町商工会 ・ 伊予銀行 ・ 宇和島信用金庫 ・ 日本政策金融公庫（宇和島支店） ・ 愛媛県信用保証協会 ・ 愛媛大学地域再生マネージャアカデミー ・ 吉田三間商工会 ・ 鬼北町商工会 ・ 愛南町商工会 ・ 愛媛銀行
資金調達（金融支援、利子補給）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊予銀行 ・ 宇和島信用金庫 ・ 日本政策金融公庫（宇和島支店） ・ 宇和島市 ・ 松野町 ・ 愛媛銀行 ・ 愛媛県信用保証協会 ・ 鬼北町 ・ 愛南町
事業計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和島商工会議所 ・ 津島町商工会 ・ 松野町商工会 ・ 伊予銀行 ・ 宇和島信用金庫 ・ 日本政策金融公庫（宇和島支店） ・ 吉田三間商工会 ・ 鬼北町商工会 ・ 愛南町商工会 ・ 愛媛銀行
許認可、手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和島市 ・ 松野町 ・ 鬼北町 ・ 愛南町
計画期間	
平成28年4月1日～令和12年3月31日	
変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日	

別表 1-2 (創業セミナー)【既存・特定創業支援等事業】

市町村が実施する創業支援等事業 (宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町)

創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和島市では、平成 18 年度以降、雇用創造事業の一環として創業セミナーや情報発信セミナーを開催してきた。(令和 5 年度は、6 回のセミナーで延べ 122 人受講) ・ 創業に向けた一連のスキルを習得するための「創業支援セミナー」を開催する。 ・ 開催にあたっては募集範囲を連携各市町とし、内容を体系的なカリキュラムとして複数回集中的に開催するとともに、宇和島商工会議所をはじめとする創業支援等機関と連携して広く周知するなどし、参加者数 20 人、そのうち修了後のフォローアップを積極的に行うことにより、約 3 割の 5 人の創業実現を目指す。 ・ 支援対象者数 年間 20 人 ・ 創業者数 年間 5 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く創業に必要な知識を網羅した「創業セミナー」を実施し、創業希望者の経営力のレベルアップを目指す。 ・ 「創業セミナー」は年 1 回募集し、1 ヶ月以上の継続的な期間で実施し、講師として、中小企業診断士・税理士・社会保険労務士等を招聘する。 ・ 開催時期やカリキュラムの内容等は各創業支援等機関と協議し、必要に応じて講師の派遣などの協力を求める。 ・ カリキュラムの構成は、毎年度見直すこととする。 ・ 受講終了後も創業支援ネットワークを組む宇和島商工会議所の相談窓口や商工会、金融機関等においてハンズオン支援することにより、スムーズな創業及び創業後の安定的な経営を目標とする。 ・ 「創業セミナー」のうち本計画における「特定創業支援等事業」の要件とするカリキュラムは、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4 回以上かつ 1 ヶ月以上の継続的な期間で実施できるよう構成する。 ・ 特定創業支援等事業の資格を満たす条件は、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識を身に付けるために指定されたカリキュラムなどを 4 回以上受講した者を「特定創業支援等事業を受けた者」とする。 <p>経営に関する知識・・・創業準備、必要な知識 (税務・経理・手続き等) 財務に関する知識・・・資金計画の作り方 (販売仕入・収支・返済計画) 人材育成に関する知識・・・従業員の雇用時のルール、労務管理 販路開拓に関する知識・・・マーケティング・販促戦略</p>

(令和5年度実施概要)

令和5年度は以下のとおり、全6回のカリキュラムを、約1ヶ月間継続して実施した。

「創業セミナー」開催時期

令和5年度 10月～11月

※全6回開催。年度ごとに開催内容については見直しを図る。

開催場所 市役所会議室

募集人数 20人程度

受講料 無料

対象者 創業希望者

カリキュラム

第1回

起業の全体像・ポイント<経営>

第2回

マーケティング<経営><販路開拓>

第3回

チームづくり・雇用手続き<経営><人材育成>

第4回

収支計画等<財務>

第5回

税務経理・手続き・資金調達<経営><財務>

第6回

事業成長のポイント<全般>

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・ワンストップ窓口となる商工会議所からの周知はもちろん、連携各市町広報、HPや連携各市町施設へのチラシ配架、フリーペーパー等の掲載、ケーブルテレビやコミュニティFMを活用して周知するほか、商工会や金融機関等とも連携し、創業セミナーの開催を広くPRすることにより受講生の増加を目指す。
- ・参加者アンケートを実施し、次年度のカリキュラム等の改善に役立てる。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対して、あらかじめ商工会議所を含む連携創業支援等事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用されることを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、連携創業支援等事業者は連携各市町と連携してヒアリング等によるフォローアップを適宜行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事

業の進捗状況を確認する。

＜特定創業支援等事業証明書の発行手順＞

- ①あらかじめ募集時に、本創業セミナーが特定創業支援等事業であり、要件を満たし「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として支援があることを周知する。
- ②受講の申し込み時には、実態調査や証明書発行に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで個人情報の提供を受け、提供された個人情報は適切に保護・管理を行う。
- ③連携各市町は、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記した受講者名簿を作成し、受講状況を把握する。事業終了後、「特定創業支援等事業の資格を満たした者」の名簿を作成のうえ、連携創業支援等事業者と共有する。
- ④証明書の発行は、創業を行おうとする者の求めに応じて、受講者名簿、免許証等で、特定創業支援等事業交付対象者であることなどを確認のうえ連携各市町が発行する。
- ⑤証明書の発行後は、申請書に記載された創業予定に基づき、連携各市町と宇和島商工会議所、鬼北町商工会、松野町商工会、愛南町商工会は連携して創業等に関する追跡調査を行う。

計画期間

平成28年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-1 (ワンストップ創業相談窓口&個別相談)【既存・特定創業支援等事業】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 32 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 宇和島商工会議所</p> <p>(2) 住所 愛媛県宇和島市丸之内 1 丁目 3 - 2 4</p> <p>(3) 代表者の氏名 会頭 有間 義恒</p> <p>(4) 連絡先 中小企業相談所 TEL : 0895-22-5555、FAX : 0895-24-6655 担当 : 所長 原井川 哲志</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和島商工会議所では、創業に関する相談に応じたり、創業応援隊に係るセミナーを開催したりしている。 ・ 創業相談については、年間 20 件程度の創業に関する相談実績があり、事業計画の策定、金融支援、財務に関する指導を行っている。 ・ 各市町及び関係各機関と連携し、創業支援態勢の強化を図ることで、会議所では年間延べ 20 人の創業相談を目標とし、そのうち 3 人程度の創業を目指す。 ・ 支援対象者数 年間延べ 20 人 ・ 創業者数 3 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所に「ワンストップ創業相談窓口」を設置し、様々な課題の相談に経営指導員が対応し、連携各市町、地域金融機関等と連携しながら、問題解決や事業計画策定までの支援を行う。 ・ 相談窓口の担当者は、国、県、連携各市町等の各種支援制度の内容を熟知することにより、適切な支援を選択できるように創業希望者等に対し情報提供を行う。 ・ 創業者向けホームページを開設し、創業の流れや基礎知識・計画の重要性を周知することで、創業者の掘り起こしを行う。 ・ 「個別相談」を行う場合は、創業希望者ごとに、支援開始から創業に至るまでの「創業支援実施報告書」を作成する。 ・ 「創業支援実施報告書」は、支援項目を「経営・財務・人材育成・販路開拓」の特定創業支援相談内容別支援項目に分類し、各項目の知識習得の状況に合わせて、1～2ヶ月程度にわたり 4 回以上継続して支援を行う。 ・ 創業までの各種課題への支援を実施していく中で、経営指導員では対応が困難な専

門的指導が必要な場合には、公益財団法人えひめ産業振興財団等のアドバイザーを活用する他、「ミラサポ」等を利用してきめ細かな指導を行う。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・商工会議所のワンストップ創業相談窓口及び個別相談は、常駐する経営指導員が平日8時30分～17時30分まで相談対応を行う。連携各市町内の連携窓口や商工会、金融機関等と創業に関する様々な情報の共有を図り、支援の体制を構築する。
- ・国・県・連携各市町等の各種創業支援制度のパンフレット・チラシ等を積極的に配布し、情報提供に努め、施策PRを行う。
- ・創業支援窓口において創業支援を実施した者に対しては、連携各市町の利子補給制度の利用、または支援金融機関の融資制度の利用促進ができるよう連携各市町や金融機関との情報共有を行う。
- ・複数回相談に来た創業希望者等に対しては、あらかじめ各連携機関が実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、各機関がアンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。
- ・これらの情報や確認状況は、各連携機関と連携各市町が共有し、個人情報に配慮した上で適切に管理・保存する。

(特定創業支援等事業証明書の発行手順)

- ①個別相談時に、特定創業支援等事業及び証明書の取得メリットを説明する。
- ②本人の了解を得た上で、個人情報の提供を受け、連携各市町が適切に保護・管理を行う。
- ③宇和島商工会議所は、創業支援カルテを基に「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を取得したと確認できる者については、修了者名簿（氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を、直ちに連携各市町に提出する。
- ④証明書は、発行依頼に基づいて、特定創業支援等事業証明書の交付対象者であることなどを、連携各市町が修了者名簿や免許証等を確認して発行する。
- ⑤発行後、申請書に記載された創業予定に基づき、連携各市町が創業等に関する追跡調査を行う。

計画期間

平成28年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる

別表２－２（ワンストップ創業相談窓口）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第２条第32項第１号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
<p>(１) 氏名又は名称 鬼北町商工会</p> <p>(２) 住所 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永１２１４番地</p> <p>(３) 代表者の氏名 会長 高田 哲也</p> <p>(４) 連絡先 TEL : 0895-45-0813、FAX : 0895-45-3200 担当 : 山本 英治</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鬼北町商工会では、創業に関する相談に応じている。 ・ 創業相談については、年間数件の創業に関する相談実績があり、事業計画の策定、金融支援、財務に関する指導を行っている。 ・ 今回、認定創業支援等事業者となり、連携各市町及び関係各機関と連携し、創業支援態勢の強化を図ることで、年間の創業相談件数の増加が見込まれることから、商工会では年間延べ１０人の創業相談を目標とし、そのうち１割（１人程度）の創業を目指す。 ・ 支援対象者数 年間延べ１０人 ・ 創業者数 １人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(１) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会に「ワンストップ創業相談窓口」を設置し、様々な課題の相談に経営指導員が対応し、連携各市町、地域金融機関等と連携しながら、問題解決や事業計画策定までの支援を行う。 ・ 相談窓口の担当者は、国、県、連携各市町等の各種支援制度の内容を熟知することにより、適切な支援を選択できるように創業希望者等に対し情報提供を行う。 ・ 相談に訪れた創業希望者等に対しては、特定創業支援等事業の受講を促し、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を身につけさせる。 ・ 創業までの各種課題への支援を実施していく中で、経営指導員では対応が困難な専門的指導が必要な場合には、公益財団法人えひめ産業振興財団等のアドバイザーを活用する他、「ミラサポ」等を利用してきめ細かな指導を行う。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・商工会のワンストップ創業相談窓口は、常駐する経営指導員が平日8時30分～17時15分まで相談対応を行う。連携各市町内の連携窓口や宇和島商工会議所、各商工会、金融機関等と創業に関する様々な情報の共有を図り、ワンストップ支援の体制を構築する。
- ・国・県・連携各市町等の各種創業支援制度のパンフレット・チラシ等を積極的に配布し、情報提供に努め、施策PRを行う。
- ・創業支援窓口において創業支援を実施した者に対しては、連携各市町の利子補給制度の利用、または支援金融機関の融資制度の利用促進ができるよう連携各市町や金融機関との情報共有を行う。
- ・複数回相談に来た創業希望者等に対しては、あらかじめ各連携機関が実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、各機関がアンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。
- ・これらの情報や確認状況は、各連携機関と連携各市町が共有し、個人情報に配慮した上で適切に管理・保存する。

計画期間

平成29年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

別表 2-3 (ワンストップ創業相談窓口)【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 32 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 松野町商工会</p> <p>(2) 住所 愛媛県北宇和郡松野町松丸 4 5 5 番地</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 山下 武久</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0895-45-0813、FAX : 0895-42-1800 担当 : 正金 秀夫</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 松野町商工会では、創業に関する相談に応じている。 ・ 創業相談については、年間数件の創業に関する相談実績があり、事業計画の策定、金融支援、財務に関する指導を行っている。 ・ 今回、認定創業支援等事業者となり、連携各市町及び関係各機関と連携し、創業支援態勢の強化を図ることで、年間の創業相談件数の増加が見込まれることから、商工会では年間延べ 10 人の創業相談を目標とし、そのうち 1 割 (1 人程度) の創業を目指す。 ・ 支援対象者数 年間延べ 10 人 ・ 創業者数 1 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会に「ワンストップ創業相談窓口」を設置し、様々な課題の相談に経営指導員が対応し、連携各市町、地域金融機関等と連携しながら、問題解決や事業計画策定までの支援を行う。 ・ 相談窓口の担当者は、国、県、連携各市町等の各種支援制度の内容を熟知することにより、適切な支援を選択できるように創業希望者等に対し情報提供を行う。 ・ 相談に訪れた創業希望者等に対しては、特定創業支援等事業の受講を促し、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を身につけさせる。 ・ 創業までの各種課題への支援を実施していく中で、経営指導員では対応が困難な専門的指導が必要な場合には、公益財団法人えひめ産業振興財団等のアドバイザーを活用する他、「ミラサポ」等を利用してきめ細かな指導を行う。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・商工会のワンストップ創業相談窓口は、常駐する経営指導員が平日8時30分～17時15分まで相談対応を行う。連携各市町内の連携窓口や宇和島商工会議所、各商工会、金融機関等と創業に関する様々な情報の共有を図り、ワンストップ支援の体制を構築する。
- ・国・県・連携各市町等の各種創業支援制度のパンフレット・チラシ等を積極的に配布し、情報提供に努め、施策PRを行う。
- ・創業支援窓口において創業支援を実施した者に対しては、連携各市町の利子補給制度の利用、または支援金融機関の融資制度の利用促進ができるよう連携各市町や金融機関との情報共有を行う。
- ・複数回相談に来た創業希望者等に対しては、あらかじめ各連携機関が実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、各機関がアンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。
- ・これらの情報や確認状況は、各連携機関と連携各市町が共有し、個人情報に配慮した上で適切に管理・保存する。

計画期間

平成29年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

別表2-4 (ワンストップ創業相談窓口)【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 愛南町商工会</p> <p>(2) 住所 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2298番地1</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 高橋 伸吉</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0895-73-0700、FAX : 0895-73-0466 担当 : ヤング 亜由美</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛南町商工会では、創業に関する相談に応じている。 ・ 創業相談については、年間数件の創業に関する相談実績があり、事業計画の策定、金融支援、財務に関する指導を行っている。 ・ 今回、認定創業支援等事業者となり、連携各市町及び関係各機関と連携し、創業支援態勢の強化を図ることで、年間の創業相談件数の増加が見込まれることから、商工会では年間延べ10人の創業相談を目標とし、そのうち1割(1人程度)の創業を目指す。 ・ 支援対象者数 年間延べ10人 ・ 創業者数 1人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会に「ワンストップ創業相談窓口」を設置し、様々な課題の相談に経営指導員が対応し、連携各市町、地域金融機関等と連携しながら、問題解決や事業計画策定までの支援を行う。 ・ 相談窓口の担当者は、国、県、連携各市町等の各種支援制度の内容を熟知することにより、適切な支援を選択できるように創業希望者等に対し情報提供を行う。 ・ 相談に訪れた創業希望者等に対しては、特定創業支援等事業の受講を促し、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を身につけさせる。 ・ 創業までの各種課題への支援を実施していく中で、経営指導員では対応が困難な専門的指導が必要な場合には、公益財団法人えひめ産業振興財団等のアドバイザーを活用する他、「ミラサポplus」等を利用してきめ細かな指導を行う。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・商工会のワンストップ創業相談窓口は、常駐する経営指導員が平日8時30分～17時15分まで相談対応を行う。連携各市町内の連携窓口や宇和島商工会議所、各商工会、金融機関等と創業に関する様々な情報の共有を図り、ワンストップ支援の体制を構築する。
- ・国・県・連携各市町等の各種創業支援制度のパンフレット・チラシ等を積極的に配布し、情報提供に努め、施策PRを行う。
- ・創業支援窓口において創業支援を実施した者に対しては、連携各市町の利子補給制度の利用、または支援金融機関の融資制度の利用促進ができるよう連携各市町や金融機関との情報共有を行う。
- ・複数回相談に来た創業希望者等に対しては、あらかじめ各連携機関が実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、各機関がアンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。
- ・これらの情報や確認状況は、各連携機関と連携各市町が共有し、個人情報に配慮した上で適切に管理・保存する。

計画期間

平成29年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

別表 2-5 (創業応援事業)【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 32 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 宇和島商工会議所</p> <p>(2) 住所 愛媛県宇和島市丸之内 1 丁目 3 - 2 4</p> <p>(3) 代表者の氏名 会頭 有間 義恒</p> <p>(4) 連絡先 中小企業相談所 TEL : 0895-22-5555、FAX : 0895-24-6655 担当 : 所長 原井川 哲志</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・平成 26 年度より宇和島商工会議所、日本政策金融公庫、えひめ産業振興財団、愛媛県信用保証協会、愛媛県南予地方局、宇和島市及び宇和島地域雇用創造協議会の 7 団体で「宇和島市プチ創業応援隊」を構成して事業を実施してきた。平成 28 年度からはこれに伊予銀行、愛媛銀行、宇和島信用金庫が加わり、さらに連携を深めて創業支援を行っている。引き続き、創業応援事業は継続し、本創業支援等事業計画との連携スキームを整理する。・プチ創業応援事業では、女性を中心とした創業支援を行ってきたが、移住創業や事業承継による創業などを含め、年齢、性別に関係なく支援ニーズは増加している。今後は、「宇和島市プチ創業応援隊」事業で行っていた連携及び支援を踏襲しつつ、「宇和島市創業応援隊」事業と名称を変更し、あらゆるニーズに対応できる質の高い支援が行えるよう、支援者の資質向上も行いながら、事業を進化させていく。支援対象者数年間延べ 50 人、創業者数 7 人
創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

- ・①創業応援事業では、創業セミナーの開催や創業応援隊における情報交換会の実施など、さらなる連携強化を図っていく。
- ・②支援者の資質向上のための勉強会等を実施する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・本計画と連動した創業応援隊事業を実施する。
- ・①創業セミナーは、市が特定創業支援等事業として行う創業セミナーと連携し、各支援機関と年間2回程度開催する情報交換会などで協議しながらテーマを決め実施する。
- ・②支援者向けの資質向上勉強会は、年間1回程度の開催を目指す。

計画期間

平成28年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

別表 2-6 (相談窓口&個別相談)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 32 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社伊予銀行</p> <p>(2) 住所 愛媛県松山市南堀端町 1 番地</p> <p>(3) 代表者の氏名 取締役頭取 三好 賢治</p> <p>(4) 連絡先 地域創生部 TEL : 089-941-1141、FAX : 089-921-3531 担当 : 越智 厚木</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・(株)伊予銀行は、平成 24 年 1 1 月に「いよぎんみらい起業塾」を発足し、当銀行や支援機関等からの創業者向け支援の入口として機能してきた。・今回、宇和島市が予定している創業支援セミナー (特定創業支援等事業) の開催について、他の連携支援機関とともに受講者確保に向けた PR を実施するほか、カリキュラムの充実に向けた協力を行う。・この度、宇和島市が開催する創業支援セミナー (特定創業支援等事業) の受講者や当銀行に相談のある創業希望者のフォローアップとして、(株)伊予銀行の連携各市町内各支店の窓口を<相談窓口>として活用するとともに、他の創業支援等事業者とも連携しながらハンズオン支援を実施<個別相談>することにより、年間延べ 29 人の相談を受け、そのうち延べ 3 名が 1 年以内のスムーズな創業と創業後の安定的経営を実現することを目標とする。・支援対象者数年間延べ 29 人、創業者数 3 人
創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<相談窓口&個別相談>

- ・ 連携各市町内の営業店において「相談窓口」を設置し、営業店の融資担当者又は営業担当者が、創業希望者のさまざまな相談に対する対応を行う。
- ・ ワンストップ窓口となる宇和島商工会議所および各商工会や、創業支援セミナーを開催する宇和島市のほか各支援機関と連携し、創業希望者の入口を広く確保する。
- ・ 連携各市町が開催する創業カリキュラムと連携して、講師派遣等についても協力する体制を構築する。
- ・ 連携各市町及び連携する創業支援機関と支援情報を共有し、各種補助金や創業支援制度等を紹介する。
- ・ 創業希望者の準備段階に応じた支援を原則とし、必要に応じ創業関連セミナー等の案内をする。
- ・ 経営、財務、人材育成、販路開拓および創業資金の融資制度等の相談対応を本部関連部署と連携し実施する。
- ・ 海外展開、特許・商標等に関する専門的な相談については、(株)伊予銀行の国際部、ものづくり支援チームが主導し、必要に応じてジェットロや中小企業基盤整備機構、よろず支援拠点の専門家派遣、各種土業の専門家を紹介する。
- ・ 各営業店は<個別相談>を行う創業希望者ごとに、支援開始から創業に至るまでの「創業支援実施報告書」を作成する。
- ・ <個別相談>は、営業店窓口担当者及び当行本部ソリューション営業部や中小企業診断士等の専門家が、個別に相談を受けながら、指導を行う。
- ・ 「創業支援実施報告書」については、指導の都度作成することとする。
- ・ 「創業支援実施報告書」は、支援項目を「経営・財務・人材育成・販路開拓」の特定創業支援相談内容別支援項目に分類し、各項目の知識習得の状況に合わせて、1～2カ月程度にわたり4回以上継続して支援する。
- ・ 上記の全項目の知識を習得させる創業相談支援事業を「特定創業支援等事業」とし、知識習得状況の確認として、「事業計画書」の提出を求め、提出を行った者のうち、妥当な計画であると判断できるものを特定創業支援等事業の受講資格を有する者とする。(「事業計画書」の確認は、営業店及び当行本部ソリューション営業部担当者双方で行う。)
- ・ これにより、支援内容の範囲や支援修了の判断基準の統一化を図り、支援機関に関わらず、創業者が習得する知識の平準化を図る。
- ・ また、本事業とは別として、創業希望者の創業に至るまで継続支援し、事業開始後も事業ステージに応じたソリューションメニューを提供する。

項目	支援内容確認事項
経営	法人、個人事業主の違い、創業手続き、必要となる許認可、税務・経理処理が明確である。
財務	販売仕入計画、収支・返済計画、事業計画書作成におけるポイント、各種

	資金調達（借入、補助金）手法が明確である。
人材育成	従業員を雇用や労務管理のポイント、従業員育成方策等が理解できている。
販路開拓	顧客ニーズ把握やターゲットの明確化手法、販売戦略等の準備ができている。

- ・創業希望者にとって資金調達は、創業開始時における大きな課題のひとつであることから、(株)伊予銀行の制度融資や創業補助金申請支援、また日本政策金融公庫との協調融資も含め資金調達を支援する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- <対象者> 創業希望者
- <開催時期> 随時（原則として土・日、祝日を除く9時～17時の時間内）
- <開催場所> 連携各市町内の窓口及び創業希望者訪問
- <対応者> 各営業店担当者（融資・営業）及び本部関連部署担当者
- <創業支援等事業の広報方法>
(株)伊予銀行HPへの掲載や各営業店の営業担当者及び窓口にて広く情報提供することにより、創業希望者への周知を図る。

特定創業支援等事業証明書の発行手順

- ①窓口での面談時に特定支援等事業及び証明書の取得メリットを説明する
- ②本相談対応が実態調査や証明書発行に利用されることを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受け、提供された個人情報は、(株)伊予銀行と連携各市町が適切に保護・管理を行う。
- ③(株)伊予銀行は、創業希望者毎に「創業支援実施報告書」（「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を作成し、連携各市町と共有する。
- ④証明書の発行は、連携各市町が創業を行おうとする者の求めに応じて、特定創業支援等事業証明書の交付対象者であることなどを、免許証等で本人確認のうえ発行する。
- ⑤証明書の発行後は、申請書に記載された創業予定に基づき、連携各市町が(株)伊予銀行と連携して創業等に関する追跡調査を行う。

計画期間

平成28年4月1日～令和12年3月31日
変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日
※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-7 (相談窓口&個別相談)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 32 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社愛媛銀行</p> <p>(2) 住所 愛媛県松山市勝山町 2 - 1</p> <p>(3) 代表者の氏名 頭取 西川 義教</p> <p>(4) 連絡先 ソリューション営業部 法人コンサルティング室 TEL : 089-933-1111、FAX : 089-933-1584 担当 : 尾崎 洋志</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛銀行では、ソリューション営業部にて平成 21 年から、これまで県内各地で商品開発支援や 6 次産業化支援、経営サポートなどに取り組んできた。 ・平成 21 年度より 2 年間はビジネスプランコンペを開催し、ソーシャルビジネスでの起業を目指す方の支援を行った ・そのほかビジネスマッチングや補助金等申請支援など、事業者の感性をビジネスシーンで高めるお手伝いを行うため、外部の専門家と提携した支援を行ってきた。 ・今回、創業・起業支援体制の充実を図るために、連携各市町の各営業店に創業・起業相談窓口を設置し、創業者や創業を考えているお客様の相談等に幅広く対応する。 ・これらの強化を図ることにより、これまでの実績 (年間延べ 10 人支援のうち 1 人創業) と連携各市町内の創業環境等を鑑み、年間延べ 29 人の個別相談に応じ、このうち 3 人の創業実現を目指す。 ・支援対象者数 年間延べ 29 人、創業者数 年間 3 人 (愛媛県全体) ・支援対象者数 年間延べ 10 人、創業者数 年間 2 人 (宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町)
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携各市町内の各営業店に「相談窓口」を設置して、営業店担当者 (融資・渉外) 等が創業希望者の様々な相談に対し、国・愛媛県・連携各市町及び各中小企業支援機関の創業支援制度やセミナー等を案内するなどの一次対応を行う。

- ・本個別相談は、一次対応した創業希望者等を対象に、必要に応じて、感性価値創造推進室をはじめとする本部関連部署が営業担当者（融資・渉外）と連携し、個別相談に応じる。
- ・「経営・財務・人材育成・販路開拓」及び創業資金の融資制度等の、より専門的な相談に対応する。
- ・個別相談をする際には、各営業店等は、創業希望者ごとに支援開始から創業に至るまでの「創業支援カルテ」を作成する。
- ・創業支援カルテは、支援項目を「経営・財務・人材育成・販路開拓」の特定創業支援相談内容別支援項目に分類し、各項目の知識習得の状況に合わせて、1カ月以上にわたり4回以上継続して支援し、全項目の知識を習得させる創業個別相談事業を「特定創業支援等事業」とする。これにより、支援内容の範囲や支援終了の判断基準を統一化するため、支援機関に関わらず、創業者が習得する知識の平準化を図る。また、各テーマを1時間以上支援する。
- ・指導を行う際には、項目を確認しながら支援を行うこととする。
- ・資金調達が創業プロセスの大きな課題であることから、当行の融資や創業補助金申請支援、また日本政策金融公庫と連携し資金調達を支援する。
- ・さらに、創業後のサポートも特に重要だと考えている。創業を行った者が事業計画通り進められないことは多くあるため、各営業店担当者が事業者の課題をヒアリングして、その課題解決に対する支援を継続的に行う。そのなかで、他の創業支援等事業者が行うセミナーや、必要な場合は、よろず支援拠点や中小企業基盤整備機構の専門家派遣事業等に繋ぐなどのフォローアップも行い、連携して地域に必要な事業を育てていく。
- ・当行は弁護士、税理士、社会保険労務士などの専門家が在籍しており、毎月定例お客様相談会を各地域で開催しているため、創業予定者へも専門家個別相談の案内を行う。

○特定創業支援等相談内容別支援項目

相談内容	支援内容確認項目
経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営理念(ビジョン、事業マインド等)が明確である。 ・ 経営戦略(理念を基にどのように目標・目的を達成するのか)が明確である。 ・ 事業計画書(ビジネスプラン)が明確である。 ・ マネジメント能力を持っている。
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記帳能力がある。 ・ 収支(損益)計画が明確である。 ・ 資金繰りが理解できる。 ・ 資金計画{資金調達手段、返済計画}が明確である。

人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社にどのような人材が必要か把握している。 ・ 法定福利制度を理解している。 ・ 従業員の採用方法を知っている。
販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場調査ができています。 ・ 広告宣伝(効果的なPR方法)、販促ツール(ウェブ、チラシ、カタログ・パンフレット、ポスター等)の準備ができています。 ・ 店舗計画が明確である。 ・ 事業所の立地環境について検討済みである。

(2) 創業支援等事業の実施方法

対象者	創業希望者
時期	随時（原則として土・日、祝日を除く9時～17時の時間内）
場所	愛媛銀行連携各市町内各営業店窓口及び創業希望者訪問
対応者	各営業店担当者（融資・渉外）及び本部関連部署担当者 また、本部関連部署（弁護士、社会保険労務士、税理士）が毎月開催している定例お客様相談会も活用する。

- ・ 愛媛銀行のHPに掲載し、また、連携各市町や宇和島商工会議所等の関係機関とも連携し、広くPRすることにより、創業希望者の増加を目指す。また、愛媛銀行における連携各市町内の各営業店を活用し周知する。
- ・ 希望者に対しては、愛媛銀行が、予め、実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、市がアンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。この名簿や確認状況は、愛媛銀行と連携各市町が共有し、個人情報に配慮した上で適切に管理・保存する。

(特定創業支援等事業証明書の発行手順)

- ①個別相談時に、特定創業支援等事業及び証明書の取得メリットを説明する。
- ②本人の了解を得た上で、個人情報の提供を受け、連携各市町が適切に保護・管理を行う。
- ③愛媛銀行は、創業支援カルテを基に「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、修了者名簿(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を、直ちに連携各市町に提出する。
- ④証明書は、発行依頼に基づいて、特定創業支援等事業証明書の交付対象者であることなどを、連携各市町が修了者名簿や免許証等を確認して発行する。

⑤発行後は、申請書に記載された創業予定に基づき、連携各市町が創業等に関する追跡調査を行う。

計画期間

平成28年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-8 (相談窓口&個別相談)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 32 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 宇和島信用金庫</p> <p>(2) 住所 愛媛県宇和島市本町追手 2 丁目 8 番 2 1 号</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 濱田 竜也</p> <p>(4) 連絡先 業務推進部 TEL : 0895-23-7000、FAX : 0895-25-8632、担当 : 部長代理 久保 文亨</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・ 宇和島信用金庫は南予地域に本店を置く唯一の金融機関として、狭域高密度の営業態勢という最大の特徴を生かし、お客さまへのきめ細やかな相談態勢の中から、地域における創業支援活動を行っている。・ 平成 27 年 10 月より、店長特例専決の「創業支援用の融資商品」を設け積極的に取り組んでいる。・ これまでの新規創業支援融資実績は、令和 3 年度に 5 件、令和 4 年度に 13 件、令和 5 年度に 10 件あったことから、年間延べ 40 人の相談者を確保し、このうち 1 年以内に 10 人の創業実現を目指す。・ 支援対象者数 年間延べ 40 人 創業者数 10 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><相談窓口&個別相談></p> <ul style="list-style-type: none">・ 連携各市町の営業店において「相談窓口」を設置し、営業店の融資担当者又は営業担当者が、創業希望者のさまざまな相談に対する対応を行う。・ 連携各市町及び連携する創業支援機関と支援情報を共有し、各種補助金や創業支援制度等を紹介する。・ 創業希望者の準備段階に応じた支援を原則とし、必要に応じ創業関連セミナー等の案内をする。・ 経営、財務、人材育成、販路開拓および創業資金の融資制度等の相談対応を本部関連部署と連携し、1~2カ月程度にわたり 4 回以上継続して実施する。

- ・海外展開、特許・商標等に関する専門的な相談については、必要に応じてJETROや中小企業基盤整備機構、よろず支援拠点の専門家派遣、各種士業の専門家を紹介する。
- ・各営業店は創業希望者ごとに支援開始から創業に至るまでの創業支援実施状況を整理する。
- ・創業希望者にとって資金調達は、創業開始時における大きな課題のひとつであることから、宇和島信用金庫の制度融資や創業補助金申請支援、また日本政策金融公庫との協調融資も含め資金調達を支援する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

<対象者> 創業希望者

<開催時期> 随時（原則として土・日、祝日を除く9時～17時30分の時間内）

<開催場所> 宇和島市、西予市、愛南町内の窓口及び創業希望者訪問

<対応者> 各営業店担当者（融資・営業）及び本部関連部署担当者

<創業支援等事業の広報方法>

宇和島信用金庫ホームページへの掲載や各営業店の営業担当者及び窓口、また、連携各市町や宇和島商工会議所等の関係機関とも連携し、広く情報提供することにより、創業希望者への周知を図る。

相談内容	支援内容確認項目
経営	事業に必要な許認可・資格取得、創業への計画が明確である
財務	収支・返済計画、資金繰り、資金調達手法等が明確である
人材育成	必要な人材の把握と雇用、基礎的な労務管理等について理解している
販路開拓	顧客ニーズの把握やターゲット顧客の選定、販売戦略等の準備ができています

(特定創業支援等事業証明書の発行手順)

- ①個別相談時に、特定創業支援等事業及び証明書の取得メリットを説明する。
- ②本人の了解を得た上で、個人情報の提供を受け、連携各市町が適切に保護・管理を行う。
- ③宇和島信用金庫は、創業希望者毎に「創業支援実施報告書」（「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を作成し、連携各市町に提出する。
- ④証明書は、発行依頼に基づいて、特定創業支援等事業証明書の交付対象者であることなどを、連携各市町が修了者名簿や免許証等を確認して発行する。
- ⑤発行後は、申請書に記載された創業予定に基づき、連携各市町が創業等に関する追

跡調査を行う。

計画期間

平成28年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-9 (相談窓口&個別相談)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 32 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社日本政策金融公庫</p> <p>(2) 住所 東京都千代田区大手町1-9-4大手町フィナンシャルシティノースタワー</p> <p>(3) 代表者の氏名 代表取締役総裁 田中 一穂</p> <p>(4) 連絡先 宇和島支店 国民生活事業 TEL : 0895-22-4766、FAX : 0895-24-5765 担当 : 総括課長 門野 誠治</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政策金融公庫宇和島支店では、創業サポートデスクを常設し、創業予定者に対して資金調達や創業計画の策定支援等の個別相談を行っている。 ・ 創業予定者の希望に応じて宇和島商工会議所と合同で融資相談会を行い、より多くの視点でアドバイスを行うことで、創業の実現性を高める取組みを実施している。 ・ 平成 26 年度より、宇和島商工会議所、えひめ産業振興財団、愛媛県信用保証協会、愛媛県南予地方局、宇和島市及び宇和島地域雇用創造協議会と連携して、「宇和島市プチ創業応援隊」事業を実施してきた。平成 28 年度からはこれに伊予銀行、愛媛銀行、宇和島信用金庫が加わり、各関係機関の取組みの共有や目線合わせなどにより、宇和島市内での創業者増加に向けて積極的に関与している。 ・ 令和 4 年度には、宇和島市、宇和島商工会議所、吉田三間商工会、津島町商工会及び愛媛県信用保証協会と「宇和島市における創業及び事業承継並びに移住定住促進支援に関する包括連携協定」を締結し、各関係機関と連携して創業を支援している。 ・ 上記の取組みにより、年間延べ 44 人の個別相談に応じ、このうち 1 年以内に 10 人の創業実現を目標とする。 ・ 支援対象者数 年間延べ 44 人 創業者数 10 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政策金融公庫宇和島支店に「創業サポートデスク」を設置し、創業予定者に対して職員が資金調達や創業計画の策定支援、外部専門家の紹介など様々な相談に対

応ずる。

- ・創業予定者の準備段階に応じて、希望者には日本政策金融公庫作成の「創業の手引き」などの冊子の配布や、全国で日本政策金融公庫が開催している創業セミナーなどを紹介するとともに、連携各市町及び各関係機関の各種補助金や創業支援制度等を紹介する。
- ・また、創業予定者の希望があれば、宇和島商工会議所との融資相談会を案内し、宇和島商工会議所の経営指導員とともに、経営、財務、人材育成、販路開拓など、より幅広い相談に応じる。

(2) 創業支援等事業の実施方法

<創業サポートデスク>

	内容等
開催	随時
場所	日本政策金融公庫宇和島支店の窓口
対象者	創業予定者
実施内容	資金調達、創業計画の策定支援等

<宇和島商工会議所と連携した融資相談会>

	内容等
開催	随時
場所	宇和島商工会議所等
対象者	連携している各市町にて創業予定の方
実施内容	・創業予定者を対象とした「融資相談会」 ・「経営・財務・人材育成・販路開拓」等の専門的な相談について、各関係機関と連携し対応

<連携各市町及び各関係機関との連携>

創業サポートデスクでの相談や融資相談会実施後も、連携各市町及び各関係機関と連携した支援を継続する。

創業サポートデスク及び融資相談会参加者にかかる情報は、日本政策金融公庫において適切に管理するとともに、実態調査等に使用する内容（相談人数等）は、各関係機関に適宜、共有する。

<創業支援等事業の広報方法>

日本政策金融公庫ホームページや各種広報媒体により、創業予定者に周知するとともに、連携各市町、宇和島商工会議所等の関係機関と連携し、「創業サポートデスク」、「融資相談会」を広くPRする。

(特定創業支援等事業証明書の発行手順)

- ①窓口での面談時に特定支援等事業及び証明書の取得メリットを説明する
- ②本相談対応が実態調査や証明書発行に利用されることを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受け、提供された個人情報は、(株)日本政策金融公庫と連携各市町が適切に保護・管理を行う。
- ③(株)日本政策金融公庫は、創業希望者毎に「創業支援実施報告書」の各項目（経営・財務・人材育成・販路開拓）に関する必要な知識の習得可否について連携各市町と共有する。
- ④証明書の発行は、連携各市町が創業を行おうとする者の求めに応じて、特定創業支援等事業証明書の交付対象者であることなどを、免許証等で本人確認のうえ発行する。
- ⑤証明書の発行後は、申請書に記載された創業予定に基づき、連携各市町が創業等に関する追跡調査を行う。

計画期間

平成28年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-10 (相談窓口&個別相談)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 32 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 愛媛県信用保証協会 (2) 住所 愛媛県松山市千舟町3丁目3番地8 (3) 代表者の氏名 会長 神野 一仁 (4) 連絡先 業務統括部企業支援課 TEL : 089-931-2114、FAX : 089-931-1026、担当 : 亀岡 宇和島支所 TEL : 0895-22-6556、FAX : 0895-22-6583、担当 : 岡田
創業支援等事業の目標
愛媛県信用保証協会では、平成 27 年 4 月に、業務統括部経営支援室 (現 : 企業支援課) において、中小企業診断士の資格を有する職員を配置し、特に女性創業希望者の支援を行ってきた。 個別相談のほか、必要に応じて創業計画策定支援や金融機関への橋渡しなど創業希望者に対しきめ細やかな対応を行っている。 平成 29 年度からは、松山事業部・各支所に創業担当者を配置し、創業希望者へのサポート・相談等一層の支援体制を整え対応している。 創業保証実績 (宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町) 平成 27 年度合計 11 人、28 年度合計 8 人を鑑み、年間延べ 20 人の個別相談に応じ、このうち 2 人の創業実現を目指す。 ・ 支援対象者数 年間延べ 20 人 創業者数 2 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <相談窓口> 現在、松山事業部・各支所に「相談窓口」を設置し、所属職員等が創業希望者に対し様々な相談に対応し一次対応を行っている。 一次対応では、宇和島支所及び業務統括部企業支援課が創業に関する相談の中で、国・県・連携各市町及び各中小企業支援機関の創業支援制度やセミナー等を紹介す

る。

<個別相談>

一次対応した創業希望者を対象に、宇和島支所の保証担当者と業務統括部企業支援課が連携し、個別相談に応じる。

・「経営・財務・人材育成・販路開拓」等専門的な相談に対して個別相談により対応する。

・資金調達については、創業関連保証制度を紹介、各金融機関と連携し支援する。

・個別相談は、原則1回につき1時間以上行うものとする。

・愛媛県信用保証協会は、個別相談を行う創業希望者ごとに支援開始から創業に至るまでの「創業個別相談記録表」を作成する。

・「創業個別相談記録表」は、支援項目を「経営・財務・人材育成・販路開拓」の特定創業支援相談内容別支援項目に分類し、各項目の知識習得の状況に合わせて、1か月程度にわたり4回以上継続して支援し、全項目の知識を習得することとする。

・ただし、対象者が、愛媛県信用保証協会が事業運営する「専門家派遣事業」を活用し、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関するいずれかの知識を習得したことが確認できた場合は、上記「個別相談（特定創業支援等事業）」の要件の一部を満たしているものとする。その際は、「創業個別相談記録表」の該当欄に、その概要を明記する。

※「専門家派遣事業」について：信用保証協会が主体となって専門家派遣事業を行っており、具体的には、中小企業者（創業予定者含む）が経営上抱える悩みや疑問について専門家に相談、専門家が指導・助言を行う。なお、実施回数は1事業者3回（3時間／回）

・これにより、支援内容の範囲や支援終了の判断基準を統一化するため、支援機関に関わらず創業者が習得する知識の平準化を図る。

・指導を行う際には、項目を確認しながら支援を行うこととする。

・創業後、定期的に面談等することにより、創業者に対し継続的なサポートを実施、安定的な経営をとともに目指すこととする。

◎特定創業支援相談内容別支援項目

相談内容	支援内容確認項目
経営	<ul style="list-style-type: none">・創業手続きについて・許認可について・経営理念、事業領域を考慮した経営戦略について・創業計画書の策定について
財務	<ul style="list-style-type: none">・会計の基礎知識について（決算書の見方等）・収支計画について

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損益分岐点について ・ 資金繰りについて ・ 資金調達について
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険等の手続きについて ・ 福利厚生制度について ・ 従業員の育成について ・ 従業員のモチベーションの向上等従業員教育について
販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場調査・環境分析について ・ ターゲット顧客の選定について ・ 顧客ニーズの把握について ・ マーケティングの活用について ・ 効果的なプロモーションについて

(2) 創業支援等事業の実施方法

- <対象者> 創業希望者
 <開催時期> 随時（原則として土・日、祝日を除く9時～17時の時間内）
 <開催場所> 宇和島支所の窓口及び創業希望者訪問
 <対応者> 宇和島支所担当者及び業務統括部企業支援課（うち、中小企業診断士1名）

◎創業支援等事業の広報方法

愛媛県信用保証協会ホームページ、保証月報の掲載のほか、連携各市町や会議所・商工会等の関係機関とも連携し、広くPRすることで創業希望者への周知を図る。

◎個人情報の収集と管理

- ・ 相談窓口への来訪者や個別相談を実施した創業希望者等の名簿の管理等については、愛媛県信用保証協会があらかじめ実態調査等に利用することを説明し、本人の了承を得たうえで適切に保護・管理を行い、その後、連携各市町がアンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握する。
- ・ 名簿や確認状況は、連携各市町が個人情報に配慮したうえで適切に管理・保存する。

◎特定創業支援等事業証明書の発行手順

- ① 個別相談時に、特定創業支援等事業及び証明書の取得メリットを説明する。
- ② 本人の了解を得た上で、個人情報の提供を受け、連携各市町が適切に保護・管理を行う。
- ③ 愛媛県信用保証協会は、「創業個別相談記録表」をもとに「経営・財務・人材育成・

販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、修了者名簿（氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を、直ちに連携各市町に提出する。

④証明書は、発行依頼に基づいて、特定創業支援等事業証明書の交付対象者であることなどを、連携各市町が修了者名簿や免許証等を確認して発行する。

⑤発行後は、申請書に記載された創業予定に基づき、連携各市町が創業等に関する追跡調査を行う。

計画期間

平成30年7月9日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-11 (相談窓口&個別相談)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 32 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 公益財団法人 えひめ産業振興財団</p> <p>(2) 住所 愛媛県松山市久米窪田町 3 3 7 - 1</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 大塚 岩男</p> <p>(4) 連絡先 創業支援課 TEL : 089-960-1291、FAX : 089-960-1105 担当 : 堀田 昌宏</p>
創業支援等事業の目標
<p>・ 公益財団法人えひめ産業振興財団では、愛媛県等からの支援を受け、愛媛県内全市町在住者及び在住希望者を対象に、次のような創業支援等事業を活用して、重層かつ細やかに創業希望者の創業実現を目指す。</p> <p>[人的支援]</p> <p>・ 創業希望者に無料で窓口相談や専門家派遣などを実施し、寄り添い支援する。特に、宇和島圏域においては、農林水産物の 6 次産業化などを含めた創業希望者の時間資源を節減するためにも、農業団体や商工団体等各支援機関や創業希望者宅等へ積極的に松山市内から赴く形で、窓口相談や専門家派遣を実施する。</p> <p>[施設の支援]</p> <p>・ 県有施設であるテクノプラザ愛媛 (松山市) にあるインキュベーション施設を運営しており、創業準備期間中の投資圧縮を支援するほか、窓口相談との一体的運営を行い、宇和島圏域での創業実現希望者に、空き店舗等各種情報が豊富な商工団体に繋ぐ。</p> <p>[育成支援]</p> <p>・ 愛媛県内全市町を対象とした塾やセミナー等を実施し、創業希望者の育成支援を行うほか、商品開発、首都圏出展支援等を通じて、創業者の成長を促進する。</p> <p>[資金的支援]</p> <p>・ 国、県、市町等の各種創業支援施策を幅広く情報提供するほか、政府系を含め各種金融機関や保証業務を行う愛媛県信用保証協会への繋ぎ、申請書のブラッシュアップ、フォローアップ支援を、窓口相談等を通じて行う。</p> <p><目標></p> <p>・ 上記事業は、県内全市町在住者を対象としているが、松山圏域で実施するケースが多く、参加者の 6 割以上は松山圏域在住者または松山圏域での創業希望者である。</p>

・本計画（宇和島圏域）では、圏域在住者に対して窓口相談を、年間延べ20人利用することを旨とし、そのうち2人の創業を目標とする。

・支援対象者数 年間延べ20人 創業者数2人

創業支援等事業の内容及び実施方法

（1）創業支援等事業の内容

<相談窓口&個別相談>

- ・テクノプラザ愛媛（松山市）に、ビジネス・サポート・オフィス（BSO）や愛媛県よろず支援拠点（よろず）、愛媛6次産業化サポートセンター（6サポ）などの相談窓口を常設し、宇和島圏域における創業相談にも重層的に対応する。
- ・創業希望者等から、宇和島圏域内での個別相談の依頼があれば、無料で何度でも赴いて個別相談対応するほか、各支援機関と連携して創業希望者複数人を集めた個別相談会等も実施する。

<専門家派遣>

- ・個別相談等を通じ、創業希望者等が抱える課題が明確となった段階で、その分野の専門家を選定派遣することで、創業希望者等の課題解決へ深く支援する。

<関係支援機関への繋ぎ>

- ・関係支援機関と構築している豊富なネットワーク（チームえびす）を活用し、創業希望者の抱える様々な課題の中から、各機関が得意としている支援に繋ぐことで、課題の早期解決を促進する。

上記の支援を4回以上、1か月にわたり実施し、継続的に創業者を支援し、以下の4項目の知識を習得させる。

項目	支援内容確認事項
経営	<ul style="list-style-type: none"> ・創業への想い・動機・熱意があるか ・家族・友人の理解・協力を得られるか ・事業に関する経験・ノウハウ・資格の強みが活かされているか ・立地（事務所含む）の場所や費用が適当か ・ビジネスアイデアが整理されているか ・法人と個人事業主との違いが理解されているか ・事業に必要な許認可や資格の手続きや取得見込みがあるのか ・税務署・市町への開業届の提出が可能か ・所得税・消費税・事業税・住民税等の税について理解しているか ・銀行取引の開始・口座管理・金融機関等との交渉能力を持っているか

	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書又は決算書の作成と手続方法を理解しているか
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な投資項目の抽出と見積額が妥当か ・創業立上げにかかる初期経費の算出が過大又は過小となっていないか ・設備・運転資金と自己資金や借入金とのバランスはとれているか ・収支計画として売上高・売上原価・経費・利益の算出根拠が明確か ・借入返済計画として（当期利益＋減価償却費）と内部留保の検証ができた無理のない計画か ・利益と資金の違いや、資金繰りについての理解と活用ができるか
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・人材採用における留意点・方法・面接での対応ができるか ・雇入契約書と身元保証書の目的・内容・締結方法を理解しているか ・雇用契約に基づいた採用・賃金計算・支払方法等に問題はないのか ・労働保険（労災・雇用保険料率）と社会保険（健康・厚生年金保険料率）の目的・内容・手続きが雇用形態により判断・対応が可能か ・人間関係・リーダーシップ論の理解と、コミュニケーションや組織作りにそれらを役立てられるか
販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・外部環境分析（SWOT）による市場・顧客・競合の抽出からビジネスチャンスを捉えているか。 ・適正な市場規模・将来性のある分野、顧客の求めるニーズに対応した商品・サービスの提供となっているか、競合との差別化が図られるか ・経営に必要な資源となるヒト・モノ・カネ・情報・ノウハウ・ネットワーク等が生かして廻していける見込みとなっているか ・事業の方向性（ターゲット・何を・どのように）が明確になっているか ・マーケティング4P（商品・サービス、販売価格・流通経路・広報宣伝）の具体策まで落とし込まれ、実行計画がスケジュールに反映されているのか

（2）創業支援等事業の実施方法

＜対象者＞ 創業希望者

＜開催時期＞ 随時（原則、土・日・祝日・年末年始を除き9時～16時の時間内）

＜開催場所＞ 窓口及び、創業希望者宅や関係支援機関先訪問

＜対応者＞ BSOプロジェクトマネージャーや、よろずコーディネーター、6サポ企画推進員など、創業支援経験豊富な者、当財団関連専門家

＜創業支援等事業の広報方法＞

えひめ産業振興財団ホームページへの掲載や担当者及び窓口、また、連携各市町や宇和島商工会議所等の関係機関とも連携し、広く情報提供することにより、創業希望者への周知を図る。

◎個人情報の収集と管理

・相談窓口への来訪者や個別相談を実施した創業希望者等の名簿の管理等については、えひめ産業振興財団があらかじめ実態調査等に利用することを説明し、本人の了承を得たうえで適切に保護・管理を行い、その後、連携各市町がアンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握する。

・名簿や確認状況は、連携各市町が個人情報に配慮したうえで適切に管理・保存する。

(特定創業支援等事業証明書の発行手順)

- ①個別相談時等で、特定創業支援等事業及び証明書の取得メリットを説明する。
- ②本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受け、連携各市町が適切に保護・管理を行う。
- ③えひめ産業振興財団は、既存相談管理システムにより相談対応状況を記録として保管し、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、修了者名簿(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を、直ちに連携各市町に提出する。
- ④証明書は、発行依頼に基づいて、証明書の交付対象者であることなどを、連携各市町が修了者名簿や免許証等を確認して発行する。
- ⑤発行後は、申請書に記載された創業予定に基づき、連携各市町が創業等に関する追跡調査を行う。

計画期間

平成30年7月9日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる

別表2-12 <愛媛グローバル・フロンティア・プログラム>【新規・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	①公益財団法人えひめ産業振興財団 ②愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課
(2) 住所	①愛媛県松山市久米窪田町337番地1 ②愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
(3) 代表者の氏名	①理事長 大塚 岩男 ②愛媛県知事 中村 時広
(4) 連絡先	①TEL : 089-960-1291 FAX : 089-960-1105 担当者 : 堀田 昌宏 ②TEL : 089-912-2470 FAX : 089-912-2469 担当者 : 黒田 貴大
創業支援等事業の目標	
<p>本事業は愛媛県内各自治体と連携して広域的に行う。 愛媛グローバル・フロンティア・プログラム（EGFプログラム）の推進にあたっては、「県外から創業意欲のある人を呼び込む」、「地域課題を解決するビジネスを生む」、「創業者が定着し、企業が成長する環境を整える」という3本柱で取り組むこととしており、首都圏や関西圏等の県外在住者と愛媛をつなぐ創業相談体制の整備や新しい価値を創造するスタートアップの創出・育成プログラムの実施、創業者・創業希望者を中心としたコミュニティにおける創業ステージに応じた支援により、年間60件以上の創業を目指す。 （EGFプログラム計画年度：令和5年度～令和7年度） 【目標】 創業者数：60件以上 支援対象者数：240件以上（愛媛県全体） （県内各自治体においては、創業数1件以上を目標とする。） （目標数）支援対象者数 年間延べ10人、創業者数 年間1人（宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町）</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容【新規・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独創的なアイデアや革新的な技術により新しい価値を創造するビジネスアイデアを募集し、スタートアップの創出につなげる「NEXTスタートアップえひめ」を実施することで創業者支援体制の強化を図る。 ・ 上記の取り組みにより創出した創業者・創業希望者のほか、県内企業、金融機関、支援機関、行政等オール愛媛によるコミュニティを形成し、創業者のステージに応じたプログラムを実施することで創業者を支援する。 ・ えひめ産業振興財団のビジネス・サポート・オフィス（BSO）で「経営・財務・人材育成・販路開拓」の内容に関する個別相談を随時行う。 <p><特定創業支援等事業について></p> <p>特定創業支援等事業の資格を満たす条件として、EGFプログラム「NEXTスタートアップえひめ」への応募、またはEGFスタートアップコミュニティに登録し、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の知識習得について、BSOによるフォローアップを1か月以上、継続的に4回以上受けた者を「特定創業支援等事業」を受講終了した者とする。ただし、EGFプログラム「NEXTスタートアップえひめ」における4か月間の育成プログラムで「経営・財務」について知識習得した場合、または、EGFスタートアップコミュニティにおける短期集中プログラムで「経営」について知識習得した場合は、BSOでの当該項目の個別相談は免除する。</p>	

(2) 創業支援等事業の実施方法

<EGF プログラム「NEXT スタートアップえひめ」>

本事業は各イベント単発では無く、1年間を通して総合的に支援する事業である。
※毎年度以下の流れで実施することとし、令和5年度は次のスケジュールで実施する。

①ビジネスアイデアの募集（6月上旬～7月中旬）

- ・県ホームページや専門WEBサイトへの掲載、(公財)えひめ産業振興財団、金融機関、創業サポーター（県内企業等）、各市町等への案内のほか、説明会の開催等により、県内外からビジネスアイデアを募集する。その後、書類選考により参加者30者程度を選定する。
- ・選考外のものについては、EGF スタートアップコミュニティにより、創業の実現に向けた各種支援を継続していく。

②キックオフイベント（8月上旬）

- ・参加者の意欲向上やネットワーク構築を目的に、創業サポーター（県内企業等）や県内外の企業、金融機関、支援者等を集めたキックオフイベントを開催する。

③育成プログラム（9月～12月）（経営・財務）

- ・参加者のビジネスアイデアを県内でのスタートアップとしての起業へつなげるため、専門のメンターによる約4か月間の伴走支援を行い、「ビジネスプランの磨き上げ」、「支援者の獲得」、「プレゼンテーションの特訓」等の知識習得をサポートする。

④最終成果発表会（2月）

- ・全参加者のうち、新しい価値を創造するビジネスプランとして評価の高い者によるビジネスプレゼンテーションを実施する「最終成果発表会」を開催し、特に優れたビジネスプランについては表彰を行う。
- 最終成果発表会には、創業サポーターのほか、県内外の企業や金融機関、ベンチャーキャピタル等が参加し、参加者の起業や事業の成長を後押しする。

⑤事業後のフォローアップ

- ・EGF プログラム「NEXT スタートアップえひめ」に参加した者は、EGF スタートアップコミュニティやBSOによるフォローアップに加え、えひめ中小企業応援ファンド助成、インキュベート施設利用の提案のほか、金融機関による低利融資や保証料補助、市町と連携したサポートを行うなど、様々な支援施策を展開し、スタートアップとしての創業の実現に着実に繋げていく。

<EGF スタートアップコミュニティ>

創業者、創業希望者、創業サポーター、その他企業等によるコミュニティを形成・運営し、創業者のステージに応じた支援や相互交流の促進を図る。

①オフライン及びオンラインでの交流の場の提供

- ・コミュニティ参加者全体を対象とした全体交流会（キックオフイベント）の開催
- ・オンラインコミュニケーションツール「Slack（スラック）」の活用

②定期的なセミナー・勉強会の開催

- ・テーマ別（若手、女性、業種別等）の小規模（10～20名程度）な勉強会やオンラインセミナー（月1回程度）

③創業に向けた短期集中プログラムの実施（経営）

- ・創業準備者を対象とした創業に必要な知識の習得や参加者同士の交流を深めるための短期集中プログラム（年2回程度）

④えひめ産業振興財団や創業サポーター企業・団体と連携した創業・事業相談

- ・BSO等による出張相談対応
- ・創業サポーターによるセミナー等の開催、事業化支援

⑤創業支援に関する情報発信

- ・ホームページ、公式LINEアカウント、Facebook等による情報発信

「特定創業支援等事業証明書の発行手順」

- ①個別相談時等の際に、特定創業支援等事業及び証明書の取得メリットを説明する。
- ②本人の了解を得た上で、個人情報の提供を受け、県が適切に保護・管理を行う。
- ③県は、相談対応状況を記録として保管し、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、修了者名簿(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を、直ちに連携各市町にメールにて提出する。
- ④証明書は、発行依頼に基づいて、特定創業支援等事業証明書の交付対象者であることなどを、連携各市町が修了者名簿や免許証等を確認して発行する。
- ⑤発行後は、申請書に記載された創業予定に基づき、県、財団、連携各市町が創業等に関する追跡調査を行う。

計画期間

令和5年6月23日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる